## 令和6年 第1回 北海道議会定例会予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和6年3月14日(木) 日本共産党総務部長兼北方領土対策本部長 紀子 委員 倫彦 質答 問 者 真下 者 山本 弁 教育·法人局長 成田 正行 大学法人担当課長 窪田 善則

質問要旨答弁要旨

#### 一 札幌医科大学の喫煙問題について

健康増進法の改正により、2019年7月1日から病院・診療所は屋内全面禁煙、屋外も「特定屋外喫煙場所」以外は、禁煙となりました。

## (一)喫煙の発覚・指導に至った経過について

ところが、今年2月8日に敷地内全面禁煙となっている札幌医科大学の医局内で長年にわたる喫煙が発覚し、テレビ、雑誌で大きく報道されました。札幌医科大学は調査を進め、再発防止と関係職員の処分をしたわけですが、喫煙の発覚及び札幌市保健所から指導改善を求められるに至った経過について、まずお聞きします。

#### (二)学内管理について

第1種施設である病院や学校は敷地内禁煙が義務付けられております。よって、学長は、「特定屋外喫煙場所」以外で喫煙または喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止または当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならないとなっております。なぜ、研究室内にある培養室で長年にわたって喫煙が続き、改善されなかったのか。札幌医科大学はどのような管理をしていたのか伺います。

そのような言い訳は通用しません。

## (三)影響について

今回の影響をどうお考えですか。

## (教育・法人局長)

なれまでの経過などについてでございますが、昨年 12月、札幌市保健所から札幌医科大学に対し、大き 敷地内で喫煙が行われている旨の情報提供があったは か、本年1月末に、具体の喫煙箇所について、追加の 情報提供を受け、札幌医科大学、現場調査等を行った ところ、臨床教育研究棟の群座研究室内、附属煙の の外構、臨床教育研究棟の外構の計3カ所で、喫煙の 痕跡とその事実を確認したところでございます。

たところ、臨床教育研究棟の講座研究室内、附属病院の外構、臨床教育研究棟の外構の計3カ所で、喫煙の外構、臨床教育研究棟の外構の計3カ所で、東京を確認したところでございます。 長から、所属長も含め本人に対して、との厳重とで、の所属長か、2月14日により職員を指して、自己の対象を行ったほか、2月14日により、1年で、2月14日に、2月14日に、2月14日に、2月14日に、2月14日に、2月14日に、2月14日に、2月14日に、中国が禁止された場所に関係を設備を設備を設置している場合、札幌市が管理を表している場合、人間を対象を表している場合、人間を対象を表している場合、人間を対象を表している場合が表している。

なお、健康増進法では、喫煙が禁止された場所に喫煙器具や設備を設置している場合、札幌市保健所が管理権原者に対し、指導や勧告・命令等を行うことができるとされておりますが、当該事案については、現時点で、札幌市保健所からの指導は、行われていないと承知しております。

# (大学法人担当課長)

マステングラング (1) でありますが、札幌医科大学の施設の管理については、校舎等管理規則により、校舎等の施設ごとに置かれた施設管理者の指示に従い、各課の課長等が、所属の各室における秩序の維持や火災、盗難その他災害の防止などに関することを処理しなければならないこととなっております。

今回、喫煙行為が確認された臨床教育研究棟の研究 室につきましては、健康増進法により禁煙となってい るにも関わらず、こうした各室の管理にあたる者が、 清掃及び整頓の状況のほか秩序のある使用などについ ての確認が、十分ではなかったことなどから、札幌市 保健所からの情報提供があるまで、把握に至らず、喫 煙行為が続いていたものと考えております。

### (教育・法人局長)

、今回の喫煙事案の影響についてでありますが、札幌 医科大学では、この度の敷地内での喫煙については、 本道において医療・医学を担う公立大学法人とし、あってはならない事態であり、道民の皆様をはじめ、道 内医療関係者の皆様の信頼と期待を裏切ることとなったと認識しており、今後、敷地内禁煙の徹底を図り、信頼回復に努める考えでございます。

要 間 듬 答 弁 旨

それは過小評価ではないですか。 大きな紙袋いっぱいに吸い殻の写真がアップで報道 されています。病院に隣接した医局で火災のリスクも否定できず、人命を預かる病院で喫煙を見逃してきた札医の管理責任は非常に重いと思います。意識改革な しに信頼は取り戻せません。

#### (四)報道の真偽について

喫煙していたのはいずれも医師と報道されていたが 事実ですか。

#### (五)休憩時間の確保について

札幌医大病院は地域がん診療連携拠点病院に指定さ れています。喫煙はがんのリスクを高めるだけではなく、一種の依存症で、治療の対象です。喫煙を肯定するものではありませんが、すぐに禁煙が成功するわけではないことから、喫煙者が敷地を離れて喫煙できる休憩時間は確保されていたのでしょうか。

#### (六)禁煙外来治療について

札医で治療するために禁煙外来はないのですか。

## (七)対応について

今回の問題を経て、改めて信頼を回復していくため にも、今後どう取り組むのか、部長の見解を伺いたい と思います。

単に処分にとどまらず、しっかりと治療すること。 それから、医局内で進言しやすい環境を整えて、医師 養成機関として相応しい状況を作っていくことが信頼 回復に繋がると、それなしには信頼回復はありえない ということを申し上げます。

## (大学法人担当課長)

本事案における喫煙者についてでありますが、札幌 医科大学では、2月14日に、喫煙者5名の処分の内容について、報道発表を行うとともに、大学ホームページに掲載し、医学部准教授1名、医学部講師1名、医学部助り医師2名、と公表といるところでは、1000年間では、1000年には、100 ろであり、5名全員が医師であると承知しております。

#### (教育・法人局長)

休憩時間の確保についてでございますが、札幌医科 大学に勤務する職員の休憩時間及び休息時間につきま しては、北海道公立大学法人札幌医科大学職員の就業

規則と、勤務時間・休日及び休暇等に関する規程等により、定められているところでございます。 また、札幌医科大学における職員の喫煙に関する取扱に関しては、勤務時間中は関連してはいるとして、 喫煙のために職場離脱する場合は、年次有給休暇を取得すること、勤務時間の内外に関わらず、施設敷地内 得すること、勤務時間の円外に関わらず、施設放地内はもとより、施設敷地周辺の路上等においても喫煙しないこと、勤務時間外に施設敷地周辺の喫煙所を利用する場合であっても当該施設等との摩擦が生じることがないよう、利用ルールやマナーの遵守を徹底すること、などを理事長名で全ての教職員に通知しているところでございます。

#### (大学法人担当課長)

禁煙外来治療についてでありますが、札幌医科大学 附属病院においては、平成28年4月以降、禁煙外来は 設置しておりません。

## (総務部長兼北方領土対策本部長)

札幌医科大学の対応についてでありますが、札幌医科大学は、健康増進法によりまして、特定の場所以外での喫煙は禁止となっておりまして、こうした中で、本事案が発生したことは誠に遺憾であると考えており 主す

れ。 札幌医科大学におきましては、喫煙行為を確認した 職員や所属長に対しまして、戒告や訓告などの厳正な 処分を行うとともに、全ての教職員に対し、改めて、

敷地内禁煙の周知徹底を図ったと聞いております。 道といたしましては、札幌医科大学が、本道の地域 医療に貢献する役割を果たし、道民の皆様の信頼を回 復することができるよう、各般の取り組みに対しまし て、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。